

鳥獣保護事業計画の作成について (新たに考慮すべき事項)

1 鳥獣保護事業計画の計画期間について

平成19年4月1日から平成24年3月31日までとする。

(ただし、平成19年4月1日～平成20年3月31日までの間に限り、平成15年4月16日から平成19年3月31日までを計画期間とする鳥獣保護事業計画を延長できることとし、その場合、当該計画の延長後の計画期間の翌日から平成24年3月31日までとする。)

2 鳥獣保護区、特別保護地区及び休猟区について

○鳥獣保護区及び特別保護地区の保護に関する指針においては、鳥獣保護区指定の目的と意義を踏まえ、鳥獣保護区や保護対象鳥獣の特性に応じた指針を明確に示す。

○特別保護指定区域の指定に当たっては、鳥獣の繁殖期に限って規制するなど、必要に応じて区域ごとに規制対象期間を定めること等により、合理的な保護措置を図る。

○休猟区においても特定計画に基づき特定鳥獣の狩猟を行うことができる特例制度を活用し、特定計画の効果的な実施を図る。

○鳥獣保護区において保全事業を実施する場合には、各都道府県の実情に応じた保全事業に関する基本的考え方、鳥獣保護事業計画期間において保全事業の実施を予定する鳥獣保護区の概況(鳥獣保護区名、生息環境の悪化状況等の概要)を記載するものとする。

3 特定猟具使用禁止区域、特定猟具使用制限区域及び猟区について

【WGにおいて検討中】

網又はわな猟については、銃猟に比べ危険性は低いと考えられるが、箱わなに子どもが閉じこめられるなど、人や財産への被害も生じている。このため、学校や通学路の周辺、子供の遊び場となっているような空き地及びその周辺、自然観察路、キャンプ場等の野外レクリエーション等の目的のため利用する者が多いと認められる場所、その他網又はわな猟による事故発生のおそれのある区域等への適切な指定に努める。

4 鳥獣の生息の状況の調査に関する事項

○ 狩猟や有害鳥獣捕獲による捕獲情報を迅速かつ効率的に集積し活用するための情報シ

システムの整備及び活用を図る。

- 法第80条第1項の規定に基づき環境省令で規定される鳥獣については、生息状況等の調査を関係省庁、研究機関及び民間団体等と連携して行い、保護管理の状況についても、連携して情報収集・分析に努める。
- 鳥獣生息分布等調査及び狩猟鳥獣生息調査については、必要に応じて捕獲報告の活用や捕獲努力量調査の実施も検討し、他の地域との比較や経年的変化の把握が可能な手法を用いる。
また、クマ類については、その科学的な保護管理の推進のため、狩猟者の協力を得るなどして捕獲された個体及び捕獲後の処置方法等について情報収集に努める。

5 鳥獣保護事業に関する普及啓発に関する事項

○野鳥の森等の整備

探鳥会の開催等により都道府県民が親しく鳥獣を観察し、生態等を知る喜びを体得することができるよう、鳥獣保護区内の野鳥等の観察に適する場所に「野鳥の森」や水鳥の観察施設等を整備するよう努めるものとする。

○ 安易な餌付けの防止

鳥獣への安易な餌付けにより、野生の喪失、人為的な餌への依存による個体への影響等の鳥獣への影響ばかりでなく、生態系への影響並びに人身、生活環境及び農林業等への被害の要因ともなることから、これを行わないように広く市民に対して普及を図るとともに、事業者への周知徹底を図る。

6 鳥獣保護事業の実施体制について

○ 人材の育成

鳥獣行政担当職員に関する専門性の確保、鳥獣保護員の役割の見直しや採用、育成等、保護管理の担い手の育成等の人材育成について整理する。 【WGにおいて検討中】

○ 取締り

氏名等の記載がなく違法に設置されたと疑いのあるわな等については、法に基づいて指名される司法警察員により、捜査に関する所定の手続きを踏まえた上で領置を行うものとする。

○ 必要な財源の確保

- ・ 鳥獣保護事業の必要性や実施状況について広報を行い、また、狩猟税については、地方税法の趣旨を踏まえ、鳥獣の保護及び狩猟に関する行政の実施に対し効果的な使用を推進するとともに、鳥獣保護管理に資する生息環境の整備や被害防除などの事業との連携を図る。
- ・ また、近年、一部の都道府県において法定外目的税として環境保全目的の新たな税を導入し、様々な事業に活用している事例があることを踏まえ、鳥獣保護管理にも資する

よう、関係部局との連携を深める。

○ 関係機関等との連携【WGにおいて検討中】

隣接する都道府県、関係部局間、地域社会等との連携について整理する。

7 その他鳥獣保護事業の実施のために必要な事項の整理

○ 鳥獣を巡る現状と課題

鳥獣の生息や関連する社会経済の状況等の鳥獣を巡る現状と課題を整理する。

○ 鳥獣の区分と区分ごとの取扱い【WGにおいて検討中】

○ 地形や気候等が異なる特定の地域についての取扱い

- ・ 地形や気候等の違いにより鳥獣の生息状況が都道府県内の他地域と比して著しく異なる特定の地域については、その地域の保護管理の方向性を別途示すことができるものとする。
- ・ この場合には、鳥獣保護事業計画書にその地域の名称、区域、概要を示したうえで、他地域とは別に方向性を示す必要がある事項の欄について、当該地域における方向性を記載する。

○ 傷病鳥獣への対応【WGにおいて検討中】

傷病鳥獣に関する基本的な考え方について整理する。

○ 人獣共通感染症への対応

- ・ 高病原性鳥インフルエンザ等の人獣共通感染症が発生した場合に備えて、国や都道府県内の関係機関との連絡体制、鳥獣に関する検査体制、高病原性鳥インフルエンザと野鳥との関わりや野鳥との接し方等の住民への情報提供等に関する基本的な対応について整理する。
- ・ 都道府県内での野鳥の生息状況、ウイルス保有状況調査等の実施体制の整備に努める。
- ・ 野鳥の生息状況やウイルス保有状況調査の詳細な項目等については、別途、国が作成した「高病原性鳥インフルエンザ発生時の鳥獣行政担当部局の対応について」をもとに適切な実施を図る。
- ・ 鳥獣の異常死が発生した際の対応に関する基本的な考え方を整理する。

